

經濟論叢

第九十(一)卷 第三號

- 戦後わが国の「經濟計画」の背景 ……………木 原 正 雄 1
- レーニン「帝國主義論」と經濟統合政策 ……佐 々 木 建 21
- 転形問題と費用価格 ……………松 石 勝 彦 42
- ウォルポール減債基金の変貌過程 ……………舟 場 正 富 62
-

昭和四十一年九月

京都大學經濟學會

戦後わが国の「経済計画」の背景

——「経済計画」と「防衛生産」について——

木 原 正 雄

わが国の「防衛問題」は、日本経済の発展にとっても、日本経済の構造にたいしても、重大な影響をおよぼしている。1945年8月、日本政府が受諾した「ポツダム宣言」(日本国の降伏条件を定めた宣言)は、日本の軍国主義を駆逐し、「民主主義的傾向の復活強化にたいするいっさいの障害をとりのぞく」¹⁾ことを要求し、このため軍国主義復活の基盤である軍需産業の保有を禁止している²⁾。

このため、日本降伏後当初は、非軍国主義化(demilitarization)のための具体的方策として、軍需工業の解体、実物賠償の取立て、戦争犯罪者の追放、軍国主義者の公職追放が実施され、民主化の方策として、「日本における最大の競争力」である財閥の解体、農地改革、労働関係の改革がすすめられた。しかしながら、日本降伏いぜんに、すでにソ連とは対立関係にあったアメリカが、連合国軍による占領という名目で、日本を全面的に占領することとなり、日本の占領と管理の全権は、事実上アメリカ軍の手ににぎられることになった³⁾。す

- 1) 「ポツダム宣言」の第6項で、「無責任な軍国主義が、世界より駆逐せらるるにいたるまでは、平和、安全および正義の新秩序が生じえざることを主張するものなるをもって、日本国国民を欺瞞し、これをして世界征服の華に出づるの過誤を犯さしめたるものの権力および勢力は永久に除去せられざるべからず」とのべられている。さらに第4項で、「……日本国国民のあいだにおける民主主義的傾向の復活強化にたいする、いっさいの障害を除去すべし。言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立せらるべきことが明示されている。
- 2) 「ポツダム宣言」の第11項で「日本国は、その経済を支持し、かつ公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるがごとき産業を維持することを許さるべし。ただし日本国をして、戦争のために再軍備をなすことをえしむるがごとき産業はこのかぎりならず」とのべている。このように再軍備のための産業は禁止されている。わが国の「防衛問題」を考察するにあたり、その出発点として、このことはひじょうに重要なことである。
- 3) 1945年9月22日「降伏後における米国の初期の対ロ方針」(United States Initial Post-Surrender Policy of Japan)には、アメリカ軍の占領諸政策の窮極の目標が、「米国の脅威」とならぬよう、また「国際連合国憲章の理想および原則にしたがい、他の諸国家の権利を尊重し、アメリカの諸目的達成を支持する平和にして責任ある政府を将来樹立すること」が明示され、アメリカの諸目的を達成するため、「万一各国家に意見の相違がうまれたばあいには、アメリカ政策が決定力をもつ」(傍点—木原)ことが明記されている。

てにスターリングラードにおけるソ連軍の勝利は、ソ連とアメリカとの協力体制に転換をもたらし、さらに1945年4月ルーズベルト大統領死去のあと、対ソ「強硬」政策に転じたことはよく知られているところである。アメリカの日本にたいする世界さいしょの原爆投下は、ソ連にたいする「冷戦」の布告であり、日本における勝利を独占し、占領後日本を「アメリカの諸目的を達成」するための拠点にする布石でもあった。このようなアメリカ独占資本にねがず帝国主義的政策は、第2次世界大戦の終結とともに、よりいっそう明確となってきた。

戦後日本におけるアメリカの政策の窮極の目的は、第1に、市場における競争国としての日本をうちたおすとともに、アメリカの市場として確保し、第2には、社会主義世界体制に対抗するためアメリカ帝国主義政策の道具として日本に新しい役割をあたえる、ということにあった。このためには、経済的のみならず、政治的にも軍事的にも、その支配を確立することが必要であった。経済的、政治的、軍事的支配を確立するためには、「搾取にたいする労働運動ならびに民主主義運動からのあらゆる種類の障害を除去するような国内政体⁴⁾」を樹立しなければならなかった。

日本の軍需産業を解体し、財閥を解体することは、ていつ的な民主化の前提としてではなく、アメリカにとって、日本を、それこそ笑のとまらぬほど有利な市場にすることにほかならなかった。しかし、同時に、「共産主義の脅威」にたいし、日本を経済的にも軍事的にも利用しなければならなかった。対立する勢力としては、財閥を解体し打撃をあたえ、一連の民主化政策を実施せざるをえなかった。しかしながら同時に、アメリカが自分の目的を達成するためには、占領目的にやくだつような政府をつくりあげなければならなかった。このように、一方では、アメリカにとっての経済的・政治的敵対勢力となることをふせぎ、他方では「極東の工場化」せざるをえないという矛盾からでてくる危険を、アメリカの産軍体制にくみいれ、強固な経済的・政治的支配体制を確立することによって、ふせごうとしたのである。

4) ジダーノフ「国際情勢について」、『平和・民主・独立文献』第10集、19ページ。

軍国主義の一掃とていつの間の民主化をめざす勢力を抑圧するため、民主化の前提である潜在的戦力としての破壊は中止され、潜在的軍事生産力の温存がはかられ、新しいかたちで財閥の復活がすすめられ、日本の経済構造は、軍需生産のきそである重工業中心に編成替えがおこなわれるのである。わが国の重工業が、温存された段階では「朝鮮特需」により、異常な発展をとげた現在においても、「ベトナム特需」によりおおきな影響をうけざるをえないことは、戦後における重化学工業化が、潜在的軍事力の育成を目的にすすめられてきたため、構造上の不安定さをつねにもたざるをえないのである。わが国経済について「底が浅い」といわれるのは、まさにこのことにほかならない。くわえて、アメリカ資本への従属は、日本経済の対米依存度をふかめ、わが国経済の不安定さを二重につよめている。わが国では、直接的軍事費はすくないが、軍需産業の基盤である重化学工業を中心に、ふりむけられた莫大な資金は、潜在的軍事費といってもよく、これこそがいわゆる「高度成長」の主要な要因であり、急速に再軍備のための経済的きそがつくりあげられていった。戦後の「経済計画」は、まさに、これを促進する役割を演じたのである。この点を無視し、あるいは過少評価しては、戦後の日本経済の発展の要因をあきらかにし、また戦後かずおおくつくれた「経済計画」の性格をあきらかにすることはできない。

さきにのべたように、アメリカ初期の占領政策は、「日本軍事力の現存経済きそを破壊し、復興を許さない」ということ、すなわち経済の非軍事化をすすめることであり、具体的には、「軍事力または軍事施設の装備維持またはその他の使用にあてられるいっさいの物資の生産を禁止」し、軍事生産の基盤である重工業は、その規模と性格を制限し、「将来の平和時の需要におうじる」⁵⁾ため最小必要限度の重工業のみをのこす、というものであった。しかも、最低必要限度というのは、日本の旧植民地の状態以上にならない⁶⁾ことが予定されて

5) 1945年9月22日「降伏後における米国の初期の対日方針」第4部、第1節。

6) ポーレーは、1946年11月15日、記者会見における対日賠償についての声明のなかで、つぎのようにのべている。「……われわれは、最小限度の日本経済を維持するに必要でないものは、すべて日本から除去する……『最小限度』ということばは、日本が侵略した国々にもがっていた生活水準よりも高くない水準を意味するものと解釈される。」

いた。

しかしながら、第2次世界大戦後、社会主義の世界体制への発展により、アメリカの世界政策は、1947年3月12日、トルーマン大統領の議会における対ソ政策についての演説、いわゆる「トルーマン・ドクトリン」⁷⁾により、根本的に転換した。すでに1946年後半には、アメリカにより、西ヨーロッパではドイツを、極東では日本を、共産主義の防壁にする準備が着々とすすめられ、日本にたいしては、1946年12月3日ポーレー賠償報告が検討され、緩和の方針がうちだされた。翌1947年2月28日、アリソン米大使は、日本自立の(じつは防壁として自前で分担能力をつちかうこと)の必要を力説した。トルーマン・ドクトリン後は、共産主義「封じこめ政策」を強化するため、アメリカのアチソン國務次官は、共産主義の拡大浸透をふせぐため、4大国の協定をまたず、単独で日独両国の復興にあたることを声明した。さらにアメリカ陸軍省の対日賠償緩和方針の具体化(対日政策の変化にともなう賠償問題の再検討)のため日本に派遣されたストライク⁸⁾は、帰米後 *American Magazine* の9月号に、ポーレー賠償案は、極東委員会で満場一致で承認済みとなっているが、これを廃棄すべきであり、たとえその結果、対日単独講和が余儀なくされてもやむをえない、とかいている。このことは、日本をアメリカの産軍体制にくみこむためにはソ連の反対があっても、単独講和をむすび、日本の自己負担において、「封じこめ政策」の分担能力をつちかうというアメリカの意図が、すでに明確になっていたことをしめしている。

7) トルーマン・ドクトリンの内容は、第1に、ギリシア、トルコの経済危機たいし、イギリスにかわり緊急援助をおこない、第2には、いわゆる「自由諸国」に共産主義勢力の浸透をふせぐため、これらの国にたいし、経済援助を推進することにあつた。このような政策転換は、社会主義世界体制の存在をみとめざるをえなくなったことを意味するものであり、「冷戦政策」への転換であり、社会主義諸国にたいする「封じこめ政策」(containment policy)の実施にほかならない。トルーマン・ドクトリンは、すぐさまマーシャル・プラン(1947年6月5日)という武器によって、実施された。マーシャル・プランの目的は、ヨーロッパ諸国の戦後の経済力の弱体化と経済的諸困難を利用し、「援助」という名のもとに、戦争によってたかい水準にたつたアメリカの生産を維持するため、生産物のヘケロをもとめるとともに、これらの国にたいして政治的・経済的支配をうちたてることにあつた。

8) 1947年1月29日、アメリカ陸軍省の委嘱により、ストライクを団長とする、賠償問題現地視察団が、日本に派遣された。

トルーマン・ドクトリンにもとづく、対日政策転換のさいしょの公的な声明であり、その日本における具体化の内容を明確にしめしたのは、ロイヤル米陸軍長官 (Kenneth C. Royall) の、サンフランシスコのコモン・ウェルス・クラブでの演説である。ロイヤル長官は、すでに国府の勢力衰退があきらかになった、中国における新たな政治情勢に対応するため、日本をアジアにおける強力な反共防波堤につくりかえる政策に転換したことを明示した。ロイヤル長官は、日本を非軍事化しようとする当初の方針と共産主義の防壁として、すなわち、「封じこめ政策」の分担能力をつちかうため、日本を極東の工場として育成するという、新しい方針とのあいだに矛盾がでてきたことを指摘し、日本における過度の集中排除は、工業の発展 (極東の工場化) を阻害するとのべ、集中排除と賠償の緩和を声明したのである。

1947年11月12日、ふたたび来日したストライク調査団は、「日本にかんする産業賠償調査報告書」(「ストライク委員会報告」)を、アメリカ陸軍省に提出した。アメリカ陸軍省は、1948年3月8日、ストライク報告全文を発表したが、この報告はいうまでもなくポーレー的構想にくらべ、いちじるしく緩和されたもので、「経済自立」(共産主義防壁の役割を自前ではたしうる能力をつちかうという意味での)のため必要な日本産業の規模——昭和5～9年の生活水準にもとるための規模——を推定し、主要産業中、鉄鋼、工作機械、アルミニウム、アルミニウム精錬、火力発電、商船隊は全部残置し、撤去すべき施設としては、硝酸、合成ゴム、造船、アルミニウム、マグネシウム加工、マグネシウム精錬の一部にとどめることを勧告した。このストライク報告では、撤去を勧告した施設は、ポーレー報告にくらべ、3分の2に減少している。またストライク報告によって、いわゆる「平和産業」なるものの概念が、いちじるしく拡大され、「平和」の名のもとで「軍事産業」を温存し、拡大するきっかけがつけられることになったのである。

このあとさらに、1948年3月20日には、ドレーパー陸軍次官 (William Draper) を団長とする「日本と朝鮮の経済的地位のみとおしとその改善に要する

方策にかんする」調査団が来日し、日本経済の「早期自立」と復興のための政策を検討した。この結果は、「ジョンストン報告書」（ジョンストンはドレーパー陸軍次官とともに来日）として5月18日発表された。この報告書の基本方針は、日本経済の「自立化」を第一義的要請とし、これをさまたげない範囲内で、賠償問題の早期解決をはかる、というもので、その内容は、「ストライク報告」にくらべ、民間産業では約40%、軍工廠では約3分の1に減らすことを勧告したものである。そのうえ賠償問題については、極東委員会構成国11カ国の意見が一致することは不可能であるから、アメリカは、GHQをつうじて、一方的措置により賠償を解決すべきである、ということが付記された。

「ストライク報告」、「ジョンストン報告」にたいし、アメリカ国務省のなかには反対意見もあったといわれているが、極東における対ソ・対中戦略の必要から、しだいに陸軍の主張が優位をしめるようになり、極東軍事委員会での不一致をも承知のうえで対日賠償方針を変更し、また早期「自立化」をはかるため、対日単独講和をも辞さず、というアメリカの意図は、きわめて明確になった。1949年2月14日、ロイヤル米陸軍長官は、「日本、ドイツ復興のため、生産力を傷ける賠償をやめるよう努力中である」との発表をおこない、さらに4月22日、ホープ化学工業使節団は、化学工業施設の撤去中止を勧告した。つづいて、1949年5月12日ついにアメリカ政府は、極東委員会で、マッコイ声明を発表し、さきに極東委員会で決定した中間賠償予定額の30%取立てを中止するよう、アッカーサーに命令し、極東の工場化にするため、日本産業の急速な復興と発展にたいし、積極的に援助する方針をうちだしたのである⁹⁾。

アメリカは、「日本の自立回復こそ、日本の軍国主義防止の手段であり、対日賠償取立停止は、連合国対日基本政策に必要な手段であり、ポツダム宣言に一致する」（1949年6月10日、アメリカ政府公式声明）と声明し、対日賠償政策の転

9) 1949年5月12日、極東委員会アメリカ代表マッコイ少将は、極東委員会11カ国にたいし、対日賠償取立て中止を通告したが、これにより事実上賠償の取立ては打切られ、「日本人の生活から軍国主義の痕跡を去る目的に、撲滅すること」（注6のポーレー声明）を第1の目的とした対日賠償政策に終止符がうたれた。

換を、強引に合法化しようとしたのである。

以上のようなアメリカ対日政策を遂行するため、1947年3月22日、マッカーサーは、吉田首相あての書簡で、総合政策の立案と経済安定対策のすみやかな実施（賃金・価格の統制強化）の必要を強調した。この要請におうじ、片山内閣は、6月11日、経済危機突破緊急対策を発表し、いわゆる傾斜生産方式の強化を主張した。この緊急対策の根幹となったのは、7月5日発表の新物価体系である。この物価体系は、物価と賃金の悪循環をたちぎるという名目のもとに、賃金を、戦前（1934—36年）の27～28倍程度の1,800円ベース（生活費の3分の1といわれる低水準）にくぎづけし、一般物価を65倍にするものであった。戦後日本における低賃金は、まさにこの低ベースを出発点としている。石炭、鉄鋼、肥料などの重要物資については、生産者価格が、この倍率分をうわまわる分だけ、価格差補給金を財政から支出し、金融は復興金融公庫をつうじておこなった。このような方策は、一方では低賃金による消費水準の抑制、他方では、「傾斜生産方式」と価格政策と財政機構をつうじた国民所得の再分配による独占利潤の保証であり、日本独占資本主義の機構をつうじた、独占資本の再建・強化の方策にほかならなかった。このようにして、独占資本には一定の利潤を保証し、独占資本を中心にした再生産のきそ条件が整備された。すなわち傾斜生産方式というのは、アメリカの要請のもとに、極東の工場として防壁の役割をはたしうる「自立化」を達成するため、石炭、鉄鋼など重工業部門（軍需生産のきそ）を、独占中心に育成・強化する方策であり、新物価体系は、その資金を、低賃金による労働者階級の搾取強化と、「耐乏生活」の強要によってもとめるための価格政策にほかならなかった。このようにして、独占資本には一定の利潤を保証し、独占資本を中心にした再生産のきそ条件が整備された。

1947年7月4日発表された「経済実相報告書」（第1次経済白書）はインフレの原因を物価と賃金の悪循環にもとめ、この悪循環をたちぎるという名のもとにこれを「理論化」し、低賃金政策を合理化するとともに、生産と消費を調節し、家計、企業、国家の赤字を解消するという名のもとに、じつは消費の犠

性のうえに独占資本を育成・強化する政策を論拠づけたものにはかならなかった。

政府は、すでに1946年3月8日内閣直属機関として経済安定本部および物価庁の設置を決定、8月12日法令が公布され、発足したが、1947年7月には、経済安定本部内に「長期計画幹事会」を設置、わが国さいしょの本格的な長期計画の作成に着手し、8月5日「長期経済計画作業要領」を策定した¹⁰⁾。さらに9月7日、昭和25年度推定人口8,161万人にもとづき、「長期経済計画」を修正、12月27日に和田安本長官は、予算閣議で、昭和23年度予算編成と関連し、「長期経済計画」の概要を発表した。

翌1948年1月6日、政府は、石炭、電力、輸送の復興に重点をおいた総合的な長期経済計画の新方針を決定、2月10日安本長期計画幹事会は「長期経済計画第2次案」を作成した。1948年1月6日、ロイヤル陸軍長官の、非軍事化から日本を反共の防壁にするという、対日政策転換声明に対応し、3月29日政府は、閣議で、経済安定本部に経済復興計画委員会（1949年5月26日政令により経済復興審議会、1950年以降、「自立計画」作成にあたり、自立経済審議会として継承）および事務機関として「経済復興計画室」の新設を決定した。ついで4月30日閣議で経済復興計画委員会の委員を決定、5月17日第1回経済復興委員会（委員長——総理大臣、副委員長——経済安定本部長官）を開催した。同委員会には、経済安定本部より「経済復興5ヵ年計画第1次試案」が提出された。この試案は、1947年7月いらい長期計画幹事会により作成作業がすすめられてきた長期計画を、アメリカの対日政策転換にともない、修正したものである。しかしな

10) これよりさき、すでに外務、商工、農林、大蔵の各省有志のあいだで、日本の将来の産業水準にかんする検討がおこなわれ、外務省案および商工省案の2案が作成された。外務省試案「生産水準と日本経済」は、1945年12月に算定され、そのご若干の訂正と補遺をくわえ、1946年11月13日、「ポーレー対日賠償最終報告書」と同時に発表された。この試案はさらに1947年2月1日改訂されたが、これが、戦後さいしょの長期計画とすることができるであろう（中山伊知郎監修、戦後経済史編さん室編、『戦後経済史（経済政策編）』111ページ参照）。しかし、この試案は、対日賠償のポーレー的段階を背景にしたものであり、そのごアメリカの対日政策の転換により、現実的意義はほとんどもたなかった。

この「要領」は、計画立案の前提となる国際的、国内的条件、計画の目的、性格、目標、目標達成の手段などについてかかれたものである（『経済復興計画委員会報告書』第3部、2-6ページ参照）。

がら、この計画作業の目標は、目標年次である1952年に国民生活が合理的な生活水準のうに安定することにおかれていた。経済復興計画委員会は、この試案の批判、検討をもとに¹¹⁾、8月10日「経済復興計画立案の基本方針」を決定した。この「基本方針」は「第1次試案」の問題点を整理し、経済復興計画の目標を1人あたり実質生産国民所得が、昭和5～9年の100%に回復するところにおき、この水準が実現された状態における生産、貿易、雇用、消費水準などの合理的な「安定経済構造」をえがき、これが昭和28年度に実現できるものとして、「試案」にくらべ、計画期間を1年ずらし昭和24年度から昭和28年度の5カ年間とし¹²⁾、28年度に合理的な「自立経済」の実現を目標としたものであった。このような「安定経済」の構想は、それよりまえ4月6日、ドレーパー使節団の発表した日本再建4カ年計画にみられ、この計画が「安定」政策の出発点となっている。「試案」および「基本方針」の特徴は、「安定経済」を実現するため、「合理的な生活水準の確保」をたてまえとはしているが、重化学工業化による経済再建コースを明確にしていることである。これらの「計

- 11) 「第1次試案」は、経済が安定するために必要な条件として、1) 労働の再生産が可能であるような合理的な生活水準の確保、2) 必要な食糧や工業原料の輸入をまかなうにたる輸出(自立経済)、3) 1と2の条件をみたす生産水準と均衡のとれた産業構造、4) 労働生産性の向上と、できるならば完全雇用の実現、の4つをあげ、目標年度である昭和27年(1952年)に、昭和5～9年の水準を実現できよう産業構造と自主経済とが想定された(経済安定本部、『経済復興計画第1次試案』昭和23年5月1および18ページ)。この「試案」は、「今後できるだけはよい時期に、わが国民が許容された合理的な生活水準に到達するためには、わが国の経済がどのようにならねばならぬかということ、その規模と構成について素描」(同上『試案』17ページ)し、「再建の目標と外からの援助の必要額を算出することによって、外国経済とくに米国からの援助を要請」(同上『試案』17ページ)するために立案されたものであり、「昭和5～9年の生活水準を達成するために必要な産業構造として鉱工業に重点をおいた生産水準の上昇」(同上『試案』30ページ)による経済再建コースをしめしたものとして意義がある。しかしながら、作成者である経済復興計画委員会もみとめているように、「目標とされる生産を達成するには、まず必要な設備が整備、建設されなければならない。この設備を確保するためには、どれだけの新投資を要するか、また減価償却、手持増加をふくめた運転資本はどの程度みこむべきか、そして本補填投資はいくばくとするかなど」について、この「試案」ではほとんど検討されていない。「財政投資についても、復旧建設計画の所要資金を物価指数で換算している程度である。また財政消費については、終戦処理費、賠償費、行政費の3項目のみとおしをあげているだけで、価格調整費その他の主要予算項目にかんする記述は存在しない。」(『経済復興計画委員会報告書』第3部、35-36ページ)。すなわち「目標計画の色彩が濃厚で、現実の実施計画との関連がうすく、物資面の計画はくわしいが、これにたいする「資金のうらづけが粗雑」(『戦後経済史(経済政策編)』117ページ参照)であり、「財政計画、投資計画の面からみて、実施可能な計画としての体裁をまったくかいていない」(前掲『報告書』36ページ)点が批判の対象になった。
- 12) 「基本方針」の内容については、『経済復興計画委員会報告書』第3部、49-53ページ参照。

画」は、「必要な輸入をまかなうにたる輸出」を「自立経済」の必須条件としているが、「かつて輸出品の大宗であった生糸は、もはやナイロンなどの進出でのぞみはなくなり、一方戦時中から戦後にかけて、東南アジア諸国では、いちじるしく軽工業が勃興し、セシイ製品の輸出に、昔日の夢をかけることは無理」になったが、「一方民族意識にもえた東南アジア諸国の工業化のためには、日本の資本財は、新たな期待がかけられ、国内的には、戦時中からのこされた遺産としてのぼうだいな重化学工業の設備を保有しているといったような論拠から、平和経済というたてまえからも、産業構造の高度化を必然的要請とし、いわゆる重化学工業化というスローガンをたかくかかげ」¹³⁾、経過的において、アメリカの経済援助というテコをすでにみこんだものである（注11参照）。

すでに、日本の独占資本は、きたるべき世界市場での競争にそなえるため、すでに軽工業製品では先進資本主義国にたいしてはもとより、「後進国」との競争にもうちかつことができず、したがってまた、市場を獲得できないことを察知し、資本財でたちむかうことの必要から、重化学工業化を軸とした「自立化」を企図していた。このことは、対日政策転換後のアメリカの企図とも合致するものであった。なぜなら、当初の経済非軍事化方針、すなわち具体的には重化学工業の極端な制限は、アメリカの独占資本にとってこのうえもない市場となるかにみえるが、生産手段生産部門の優先的発展を否定する再生産構造の破壊は、民生安定と矛盾し、アメリカの占領意図に反対結果をうみ、またアメリカ独占資本の市場としてもかえって期待できないことになるからである。日本を市場として確保しかつ極東の工場として共産主義防壁の役割をはたしうるようになるためには、再生産の条件を確立し、「自立化」をはからざるをえない。このためには重化学工業化をすすめなければならない。この点でアメリカ独占資本の期待するものと日本の独占資本の希求するものとが一致したのである。しかしながらアメリカは、日本独占資本の強化を無条件にみとめたのではない。日本資本主義の政治・経済構造を、アメリカ軍国主義の完全な支配下

13) 電力経済研究所、『戦後の経済計画の変遷』7-8ページ。

におこななかで、対日賠償と、産業集中排除を大いに緩和し、独占資本の復活をセーブし、初期の「民生安定」を主とする「援助」から、経済自立化という名のもとに、アメリカの産軍体制にくみいれる、重工業化を軸とする、日本の独占育成のための「援助」へと転換したのである。

資本主義経済機構は、本来軍需生産ときりはなしでは存在しえない。軍事生産の基底をなすものは、いうまでもなく重化学工業である。したがって、資本主義のもとでの重化学工業化は、必然的に日本経済の軍事化をうながし、日本経済軍事化の傾向は、財閥の復活、独占資本の強化と必然的にむすびつく。戦後の日本の独占資本主義の特徴は、アメリカ軍占領のもとに、アメリカの産業体制にくみいれ、下請国としての役割を演じうるように再編されたことである。このことは日本経済の軍事化の傾向をいっそううながすことになった。現代の戦争が総力戦的性格をもっている今日、経済軍事化の指標を、たんに財政支出における直接的軍事費にのみとめ、あるいは、国民総生産額や国民所得にたいするその比率の大小にのみとめることは、経済軍事化の内容を矮小化するものにほかならない。たとえ直接的軍事費がすくなくとも、国家的収奪と抑圧機構再編のもとで、労働者階級の搾取を強化することにより、アメリカの軍事戦略にくみいれられた日本経済の重化学工業化にふりむけられたバク大な資金は、それ自体潜在的軍事費ということが出来る。そしてこれこそがいわゆる「高度成長」の主要な要因にほかならなかったのである。しかし、国民所得にしめる「防衛費」の割合が小であったから、すなわち国防費がすくなかったことが、経済発展にとってひじょうにプラスであり、「高度成長」を実現しえ

14) 『潮』別冊、1966年春季号、140ページ（座談会「日米安保のバランスシート—国防費と経済成長の関係はどうなっているか—」での長洲一二氏の見解）。

このような見解はさらに、「日本の安保体制というものが、日本の防衛費を非常に低い水準に維持することを可能にしたし、そのことが結局日本の経済成長率を非常に高い水準にもっていくことを可能にした」（前掲座談会、佐伯喜一氏の見解、143ページ）という、安保体制肯定論にまでみちびく。このような見解は、安保体制と経済成長率との関係を単純に量的にしか把握せず、安保体制が、政治的にも経済的にもますます対米従属をつよめ、日本経済をゆがめるとともに、抑圧機構と国民大衆の収奪を強化していること、また「高度成長」が労働階級の搾取強化による、資本にとっての「高度成長」ではあっても、国民大衆や中小企業にとっては、なんら福祉向上をもたらすものではなかった、ということが、まったく無視されている。

たという見解がおおい¹⁵⁾。しかしながら、このような見解は、独占資本主義の本質を否定するものであり、また事実にも合致していない。わが国の「高度成長」の原因は、国防費がすくなかったということではない。旺盛な技術導入と過度の蓄積は、軍事化への傾向とむすびついた独占資本の本性をあらわすものであり、「高度成長」と軍事化の傾向とは不離不即の関係にある。「高度成長」を軍事化の傾向ときりはなし、あるいはまた過少評価するならば、過度の蓄積をもたらしその原動力をみうしなうことになるであろう。

さきにのべたように、国民経済の軍事化の傾向は、財閥の復活と不可分にむすびついている。重化学工業化を軸として「自立経済」の実現を目標にした「基本方針」決定前後、すなわち1948年にはいると、財閥の解体を企図した独禁法（「私的独占の禁止および公正取引の確保にかんする法律」1947年4月14日公布）および集排法（「過度経済力集中排除法」1947年12月18日公布施行）による制限は、大巾に緩和された。政府は、アメリカ資本を導入し、独占資本を中心とする「企業再建」を促進するため、1948年9月18日、独禁法改正案をGHQに提出した¹⁶⁾。また1948年5月1日には、集排法指定会社325社のうち、194社が指定解除となり、最終的には、指定会社はわずか28社となった。しかも実際に過度集中と認定され、なんらかの処分を受けたのは17社にすぎない。

財閥解体にたいする独占資本の抵抗は強く¹⁶⁾、「集排法が公布されるまえ、1947年7月18日政府は同法の第1回草案を作成、また8月5日には財界から「経済力集中排除の制限にかんする要望」がだされた。この要望の内容は、集中排除を「必要な最小限度にとどめ」、「いやしくも機械的一律的な細分化のための細分化案に墮さない」よう警告したものであった¹⁷⁾。しかしながら、このような財界の要望は、GHQ担当者の強硬な態度のため、建議、公表をさしひかえざるをえなかったのである。とはいえ、集排法は、当初より、資本尊重、

15) 1949年2月、GHQの改正案が日本政府にわたされ、同年5月改正案が成立（6月5日公布実施）した。

16) すでに敗戦直後、1945年10月19日に、幣原首相は、外人記者会見で、旧財閥ヨーゴの見解をのべている。

17) 『経団連10年史』上巻、153ページ参照。

高能率経営の立場から実施されたのである。

財閥解体については、政府は1945年11月4日「制限会社の支配禁止等に関する勅令」を公布し、財閥その他主要会社の解散および財産処分を制限し、一方財閥解体についての政府案を作成し、GHQの承認をもとめ、これで財閥解体に終止符をうつつもりであった。財閥解体についての政府案は、三井、三菱、住友各本社、安田保善社の4大財閥の保有する証券を、すべて新設予定の持株会社整理委員会へ譲渡させ、財閥の役員は辞職し、持株会社整理委員会は、持株会社を解散するか、または管理しながら、譲渡せられた証券を順次処分し、処分が完了したあと、もとの所有者には、償還10年以上の譲渡禁止の国債を交付するというもので、所有者の利益を保護した、いちじるしく形式的なものであった。GHQは、この政府案をたんに財閥解体の第1次段階とみなすということで、いちおう了承したが、つぎの2つの条件をつけた。すなわち、第1の条件は、4大財閥以外の工業、商業、金融および農業の企業結合体の解体、第2の条件は、私的独占および取引制限等を排除し、工業、商業、金融および農業における民主主義にもとづく自由競争の機会をあたえる法律を制定する、ということであった。第1の条件にたいしては、1946年4月「持株会社整理委員会」法が公布施行され、第2の条件にたいしては、1947年4月独禁法が制定されたのである。しかしながら、持株会社整理委員会は、じっさいに財閥解体の中心として努力したのではなく、どのようにして財閥を温存すべきか、という点に関心をもっていたといわれているほど、発足当初よりその財閥解体政策はまことにあやしいものであった。なるほど、財閥そのものは、一連の措置によって一時的には打撃をこうむったが、解体を除外された同系銀行（金融資本）を中心に、新しいかたちの財閥として、急速に再編・強化されることになった。このことは、財閥解体の限界をしめすとともに、重化学工業化を軸にした、日本資本主義の再編過程が、アメリカの全一的支配のもとで、独占資本の再編・強化と結合してすすめられたことをしめしている。

1948年8月10日「経済復興計画立案の基本方針」が決定されるとともに、各

部会別に作業がすすめられ、「貿易計画、配炭計画、配電計画をよりどころにして、国際収支の均衡に重点をおき、将来のあるべき産業構成を考慮した事務局試案」¹⁸⁾としてA案およびB案が作成された。このA案、B案ともに重化学工業重点の産業構成を想定し、独占資本の再編・強化を軸に、「自立経済」の実現を目標にしたものであった。

A案というのは、最終年度の出炭が5,000万トン程度可能であるとしたばあいの試案で、セニ関係の生産量、輸出量は消費のみつものもとに、綿糸(24番手)の生産量を9億1,000万ポンドと予定している。これにともない、セニ製品の輸出減少をカバーするため、機械、金属、化学工業をのばすことにし、普通鋼々材、硫酸、苛性ソーダなどの大巾増産を想定した。

B案というのは、国内出炭を4,800万トン以上は期待できないという前提のもとに、鋼材の生産目標を300万トンとし、これによる輸出減少をカバーするため、綿糸の生産を9億9,900万ポンドにするというものであった。

この両案は、さらにエネルギーの面から検討された結果、最終年度に4,800万トン以上は出炭することは不可能であり、電力も410億KWH以上の発電は困難であるという結論にたし、A案では15億KWH、B案では10億KWHの不足をきたすとかんがえられた。したがってA案をとれば動力ベースに無理が生じ、B案をとれば、セニ輸出の困難がでてくるということになった¹⁹⁾。

ところが、1953年度に「自立経済」を実現し、同時に昭和5～9年の生産水準を達成するためには、国際収支をどうしても当時のドル価格で20億程度バランスさせなければならない。だとすれば、輸出は最終年度18億5,000万ドル程度にまでのばさなければならないし、そのためには、どうしてもA案を目標にしなければならないとかんがえられた²⁰⁾。鉱工業生産の総合指数は、「基本方針」の目標から145²¹⁾(出発年度を100として)を想定していたのにたいし、A案

18) 『経済復興計画委員会報告書』第3部、62ページ。

19) 同上、64-65ページ参照。

20) 同上、65ページ参照。

21) 「基本方針」は、工業と農業との関連については、基礎生産財と輸出産業を中心とした工業化を、いっそうおすすめるものとし、具体的には農林水産業110%以上、鉱工業145%をいちおうのめやすとして作業をすすめることにしていた(同上、49ページ参照)。

は142.8, B案は139.46で、ともに「基本方針」の目標にたっていない。結局、「いかなる産業構成をとるにせよ、「基本方針」のかかげた目標、すなわち「自立経済」を実現し、同時に昭和5～9年の生活水準を達成することは、ほとんど不可能である、という結論にたったのである。このような結論にたった理由として、策定当事者があげているのは、つぎの点である。「基本方針」では、計画最終年度に、昭和5～9年の生活水準を回復するため、実質生産国民所得を、昭和5～9年より人口が増加するだけたかめることにし、人口増加の予想を、1953年10月1日現在8,766万人と推定し(第1次試案の推計にくらべ400万人増)、そのためには、総所得を昭和5～9年の132%にしなければならないとされ、輸出18億5,000万ドル、輸入20億ドルが必要であると算定された。ところが、昭和5～6年の貿易規模が16億ドル程度であり、1948年度の輸出実績は2億5,000万ドル程度であるとの予想から、この貿易目標を達成するには、5カ年間で輸出をほぼ8倍にしなければならない。このことから、「基本方針」の目標を達成することは、きわめて困難である、というのである²²⁾。

ところで、このような困難を解決する方法として、策定当事者は、つぎのような見解に到達するのである。すなわち「輸出目標が達成できないとすれば、外国の援助をはなれて自立する以上、どうしても生活水準をぎりぎりをえないであろう」²³⁾(傍点—木原)と。つまるところ重化学工業化を軸に、独占資本の再編・強化をすすめるのに、なによりもまず「生活水準をぎりぎりを」ことに、つまり労働者階級の搾取を強化することに、その方法がもとめられたのである。

このようにして、1949年1月11日、経済復興計画委員会は、「基本方針」の改訂を決定し、「計画の目標は、かならずしも1人あたり生活水準の戦前への回復を固執せず、『合理的な経済循環が可能な自立経済の実現におく』こととし、『生活水準および雇用については、この規模に即応して、合理的な経済循

22) 同上, 88-89ページ参照。

23) 同上, 89ページ。

環の運営に支障なき水準を目途とする』こと」²⁴⁾にした「経済復興計画改訂基本方針」を決定したのである。

「経済復興5カ年計画第1次試案」(1948年5月)や「経済復興計画立案の基本方針」(1948年8月)は、1948年1月6日のロイヤル米陸軍長官の声明を転換とした対日管理政策の転換に即応し、「極東の工場化」というアメリカの要請にそった独占資本の再編・強化を軸に、重化学工業化を基底にした「自立経済」の実現を目途にして策定されたものである。両者はともに、たとえそれが名目のうえにおいてではあるが、その目標を、「生活水準」の戦前水準への回復においていた。しかしながら、「経済復興計画改訂基本方針」では、共産主義の防壁の役割をはたしうる能力を急速につちかうため、「極東の工場」としての日本独占資本主義を、従属的に「自立」させ「安定」させるための強行的方策である「日本経済安定にかんする9原則」²⁵⁾(1948年12月18日GHQの特別発表)に即応し、「現在の日本経済を、すみやかに復興せしめるためには、一律的な回復方策をとるべきではなく、重点を明示して、とくにその部門の復興に、国民的努力を傾倒しなければならぬ」²⁶⁾ことが強調されたのである。いわゆる「ドッジ・ライン」は、この「経済9原則」の具体化されたものにほかならない。ドッジは、1949年3月7日の記者会見で、「……真の安定と進歩とは、国家的諸問題を健全な財政通貨政策で処理することに立脚しなければならない。有効な安定をもたらすためには、財政政策の基本的手段として、政府予算とすべての政策決定とを関連させることが必要である」²⁷⁾として、「均衡予算」の実施を要求した。ドッジ均衡予算の歳入面からのうらづけとして、シャープ税制改

24) 『戦後経済史(経済政策編)』122ページ。

25) いわゆる「経済安定9原則」は、財政、金融、物価、賃金、為替、貿易、生産、割当、食糧という、資金面、価格面、その他の分野にわたり、経済の「安定」を実現するための具体的諸施策を指示したものである。「9原則」は、「単一為替レートの設定を早期に実現させるみちをひらくため」『戦後経済史(経済政策編)』、149ページ)の強行策であり、単一為替レート設定は、アメリカのドル体制へのくみ入れにほかならない。

26) 『経済復興委員会報告』第3部、92ページ。

27) ドッジは、1949年2月1日、マッカーサー元帥の財政経済顧問として来日、3月7日記者会見で、経済の「安定」についての構想を発表した。

革²⁸⁾が実施されることになり、徴税の強行（国家独占資本主義の機能をつうじた搾取の強化）と融資規制による集中生産方式（独占資本に集中的に、資金資材を供給）が実行にうつされた。ドッジ・ライン、シャープ税制改革により具体化された「経済9原則」の実施により、予算における「歳入面の拡充は、主として所得税の増徴、取引高税の存置など、租税収入の増大となり、このため国民は、未曾有の重税のもとにおかれ」ることになったのである（第1、2表参照²⁹⁾）。第1表でもあきらかなように、国民所得にたいする税負担率は、戦前水準の2倍以上となった。また、さきにものべたように、新物価体系において、賃金が他の物価にくらべ半分以下の1,800円ベースにおさえられていたにもかかわらず、個人の税金負担は、戦前の3倍以上になった。まさに「未曾有の重税」のも

第1表 国民所得にたいする租税負担率

	国 税	地方税	計
昭和9～11年度	8.5%	4.4%	12.9%
23年度	22.7%	4.0%	26.7%
24年度	23.2%	5.2%	28.4%

第2表 個人支出構成比

	個人消費支出	個人税および税金負担	個人貯蓄	計
昭和9～11年	81.3%	4.0%	14.7%	100
23年	89.0%	11.4%	△0.4%	100
24年	88.8%	12.9%	△1.7%	100

注：△印は減

とにおかれることになったのである。そして、この「未曾有の重税」は、現在にいたるまでつづいている。防衛費（直接軍事費）がすくないため、「高度成長」が実施され、「繁栄」をもたらしたといわれているが、このような見解は、ことの本末を転倒したものである。すでに、アメリカの対日政策の転換をきっかけとして、それいご一貫して軍事生産のきそである経済の重化学工業化

28) シャープは1949年5月10日米日、8月26日「シャープ勧告」を発表。この勧告は1949年1月15日、国会提出の24年度第4・4半期補正予算のなかで一部実施され、25年度予算からシャープ勧告による税制改正が実現された。

29) 『戦後経済史（経済政策編）』153ページ。

のために、国民大衆にたいする「未曾有の重税」によりえた莫大な資金がふりむけられることになったが、これこそ、まさに潜在的軍事費にほかならない。そのごの「高度成長」は、まさに労働者階級の搾取の強化にもとづく蓄積の強行の結果であるが、「経済9原則」の実施は、そのためのきそ工事にほかならなかった。「高度成長」は、資本の成長であり、繁栄であっても、国民大衆の福祉向上をもたらすものではなかった。直接軍事費の有無にかかわらず、国民大衆は、すでにこのときいらい潜在的軍事費のためにおおきな犠牲をしいられてきているのである。

シャープ税制改革の重点は、法人と高額所得者にたいする減税、固定資産再評価による減価償却費の大巾承認、これとは逆に国民大衆にたいする租税負担の未曾有の拡大、すなわち、国民大衆の「耐乏生活による資本蓄積」を遂行するだけでなく、さらに「地方税制を整備し確立」³⁰⁾することによって、徴税範囲と規模を拡大することにあつた。

ドッジ・ラインは、特定産業重点の傾斜生産方式から、独占資本中心の集中生産方式への転換であり、この結果100万人にたつする人員整理（レッド・ページ）が強行され、中小企業が倒産し、農産物価格が下落した。他方では、価格差補給金の廃止による独占価格の高騰、生活必需品物資の値上り、「未曾有の重税」、労働強化によるいっそうの収奪をともなつた。このようにして、労働者階級、農民、中小企業の犠牲のうえに、インフレーションがおさめられ、低賃金を基底とした生産過程での搾取機構が再編・強化され、さらに財政・金融機構をつうじての、国民所得再分配のための国家独占資本主義的諸機構が準備されていったのである。

すでにみたように、アメリカの対日政策の転換、アメリカの要請による「経済自立」のため、日本の独占資本を軸にした重化学工業化への一步がふみだされるとともに、生活水準への回復を目標とした「復興計画」は、独占資本を中心とした「合理的な経済循環が可能な自立経済の実現」におかれ、独占資本の

30) 同上、154ページ。

利益のまえに、生活水準の回復と雇用増大は犠牲にされることになった。このようにして、「計画」の目標もまた、生活水準の復興から、独占資本中心の安定へと転換されたのである。しかしながら「経済9原則」の発表までは、まだ「安定を主にしながらも、復興をある程度かみあわせていく」³¹⁾というかんがえがのこされていた。

しかしながら、強行的「安定政策」であるドッジ・ラインの全貌があきらかになるにしがたい、経済復興計画委員会で作業をつづけてきた復興計画すら、アメリカの要求する「安定計画」と矛盾するようになり、GHQもまた、中間安定的構想にもとづく復興計画の改訂を要求した。このためふたたび「経済計画」は根本的な修正³²⁾をよぎなくされることになったのである。「基本方針」の再改訂にもとづく経済復興計画の原案は、1949年5月11日によろやくとりまとめられ、昭和24年度から28年度にわたる5カ年計画として、5月30日経済復興計画委員会に正式に提出されるはびになったのである。ここに提出された「計画」は、アメリカと日本独占資本の要求を実現するためには、極東委員会によって許された昭和5～9年の生活水準にまでひきあげることさえ不可能だという結論のもとに、なによりもまず従属的「自立」と「安定」の達成を基本目標とし、生活水準については第2次的にしか考慮されていない³³⁾ものとなり、

31) 1948年4月6日、ドレーパー使節団の発表した「日本再建4カ年計画」は、いわゆる「安定」政策の出発点をなすものである。1948年4月ごろから、インフレ収束についての対策が検討されるようになったが、当時、インフレをいっきに収束しようとするれば、デフレ恐慌を招来し、社会不安をおこすことになり（『経済復興計画委員会報告書』第3部、101-102ページ参照）、「わが国の直面している情勢のもとでは、いっきに最終的な安定を実現することは困難であるとして、経済的安定をもとめ、本格的安定への策地をつくらう」（『戦後経済史（経済政策編）』123ページ）とした、いわゆる「中間安定」構想がみられた。1948年6月4日、第2国会で、北村蔵相は「外資援助を支柱とするいこうの中間安定を実現したい」とのべているのも、この構想をのべたものである。このようなごきを反映して、1948年なかばに、「中間安定」についての経済安定本部案、大蔵省案、日銀試案などがつくられた。「改訂基本方針」にわたるまでの「計画」のいう「安定」は、インフレ収束の方途についてのこのような「中間安定」構想を反映したものであり、「安定を主にしながらも、復興をある程度からみあわせていく」（『経済復興計画委員会報告書』第3部、102ページ）というかんがえが、まだのこされていた。

32) 1949年1月11日決定の「改訂基本方針」による「復興計画」の作成は、1949年3月までに完了する予定であった。

33) この計画は、生活水準について、つぎのようにのべている。「本計画は、その中心が、経済自立の達成におかれており、生活水準の上昇は、第2次的にかんがえられているために、まえにものべたとおり、生産の回復のテンポにたいして、生活水準上昇のテンポは、若干おくれることになった。」（『経済復興計画委員会『経済復興計画の概要』48ページ）。

生活水準と完全雇用の犠牲において、「重化学工業化を強力におしすすめ」³⁴⁾、「輸出振興と資本蓄積に重点をおいた」³⁵⁾ものとなった。そして、目標年度の1953年度には、「年々国民経済が、最小限度バランスのとれたかたちで循環する経済状態」にあるとし、その「自立経済は、国民にそれほど高い生活水準を約束できる規模をもつものではない」ものになった。1947年7月、長期計画幹事会が設置されてから1年9カ月、1948年5月、経済復興計画委員会が発足してから1年ののち、その完成をみた「計画」は、まさに独占資本にとっての「復興計画」にほかならなかった。戦後日本の「経済計画」は、アメリカの要請した「自立経済」を実現するための、日本の独占資本の「復興計画」としてはじまり、当初より潜在的軍事力としての重化学工業の発展を促進する役割をになう「計画」として発足するのである。

34) 同上『概要』6ページ。

35) 同上、7ページ。

36) 『戦後経済史(経済政策編)』208-209ページ。